

## 防衛白書

## 法制を急ぐ必要はない

国民の納得がえられないまま、安全保障関連法案の採決を強行する切迫性があったのか。

きのう閣議報告された15年版の防衛白書を読むと、改めてそんな疑問を禁じえない。

防衛白書は、日本の防衛政策の方向性を内外に示す役割がある。多くのページを割いたのはやはり中国との関係だ。

尖閣諸島周辺の中国公船の活動について、白書は「ルーチン（日常業務）化の傾向が見られる。運用要領などの基準が定まった可能性も考えられる」「公船は大型化が図られている」と分析した。

防衛省によると、中国公船が日本領海に侵入する回数は毎月3回で、上旬、中旬、下旬に1回ずつ。2、3隻が午前中に入って約2時間出ていくパターンになっているという。

ただしそれは、中国当局の一定

のコントロール下にあるとの見方もできる。

中国公船への対応は海上保安庁が担っている。公船の大型化に対しても、海上保安庁への予算の重点配分など軍事だけでない議論が必要だ。

海保と自衛隊との役割分担を明確にする点では、野党提出の領域警備法案の議論も大事だが、なお生煮えのままだ。

最も重要なのは、偶発的な軍事衝突を回避する危機管理策であり、「日中海空連絡メカニズム」の運用開始に向けて協議が進んでいることは評価できる。さらに首脳同士が率直に語り合える環境をつくることこそ、地域の平和と安定につながる。

中国の軍事力の拡大や強引な海洋進出は見逃がせないが、脅威をおおるだけで解決はできない。緊張を下げる外交努力を急がねばならない。

もうひとつ、安全保障上の大きな課題は、過激派組織「イスラム国」(IS)をはじめとする国際テロへの対応だ。白書では「わが国も無縁とは決して言えない状況が起きている」と警戒を示した。

ただ、非国家の国際テロに対しては軍事力の限界を指摘する声が一般的である。軍事に偏った安保法案は「周回遅れ」の印象がぬぐえない。

貧困対策や感染症対策、教育支援などテロの根を断つ非軍事の貢献こそ日本にふさわしい。戦後70年かけて培ってきた「平和国家日本」のブランドをどう生かしていくか、現実的な議論をもっと深める必要がある。

防衛白書は中国をはじめ近隣諸国も注目している。白書の記述を通じて、各国と信頼醸成をはかる。そんな建設的な発信ができないものか。

# 防衛白書 中国と対話も

## 海洋進出には警戒感

防衛省が21日に閣議報告した2015年版の防衛白書は、東シナ海や南シナ海などでの中国の動きに警戒感を示す一方、関係改善を視野に對話に努める姿勢も示した。国会審議中の安全保障関連法案の成立をにらみ、米軍との連携強化など

による抑止力強化の必要性も掲げた。▼4面＝中国が批判、14面＝社説

「中国の活動が、わが国周辺に急速に拡大、活発化している」  
「さまざまなレベルで對話を働きかけ、日中の信頼関係、相互理解を増進する

ことが重要だ」  
中谷元・防衛相は21日、会見で中国への「警戒」に加えて、「対話」も視野に入れる考えを強調した。この姿勢は白書でも貫かれていて、南シナ海での岩

の埋め立てや、東シナ海の公船の活動の活発化を指摘。中国による「防空識別圏」設定や、自衛隊機への中国軍戦闘機の異常接近を受け、「(中国が)自らの一方的な主張を妥協なく実

現しようとする姿勢を示している」と昨年よりも批判の文言を追加した。一方、昨年11月の日中首脳会談では、東シナ海での偶発的な衝突を避けるためのホットライン「日中海空連絡メカニズム」の早期運

用開始に合意。白書も準備が進んでいると明記した。また、中国が東シナ海で進めるガス田開発について、「2013年6月以降、日中間線の中国側で新たな海洋プラットフォーム

の建設作業などを進めている」と記述したが、中谷氏が「(中国が)プラットフォームを安全保障の観点から利用する可能性がある」と国会答弁したような、具体的な書き方は見送った。

### 2015年版防衛白書の骨子

- ・中国が尖閣諸島周辺での活動活発化、南シナ海への進出加速。国際社会が懸念
- ・北朝鮮が核弾頭搭載弾道ミサイルを配備するリスクが増大
- ・集団的自衛権行使を認める安全保障関連法案の提出経緯や概要を説明
- ・「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)改定により、抑止力・対処力が強化
- ・米軍普天間飛行場の辺野古移設について、沖縄県の意向を反映する手続きを踏んだと主張
- ・過激派組織「イスラム国」(IS)の日本に及ぼす脅威に警鐘

## 安保法制を重要視

防衛白書は、安全保障関連法案について、計11本の法案の内容の要点や、国会提出に至る与党協議などを紹介した。国会で審議途中の法案でありながら、十数

にわたって掲載し、その重要性をアピールした。例えば、法案の一つ「重要影響事態法」については、従来の周辺事態法の定めるところと異なる点がある。

(二階堂貴博)

安倍内閣の昨年7月の閣議決定を受け、14年版では集団的自衛権行使が「憲法9条のもとで許されない」との記述を削除。今年も削除したままだった。45年前、冷戦下に初めて編まれた防衛白書が「憲法を守り、国土防衛に徹する」と明確に述べていたのと比べる